

GreenConnex サービス利用規約

セレンディップ・ホールディングス株式会社（以下、「セレンディップ」という。）は、セレンディップ及び東邦ガス株式会社（以下、「東邦ガス」という。）が共同開発した GreenConnex を利用して、東邦ガスと共同して第1条第1項第2号に定める本サービスを、本規約に基づき提供する。

第1条（定義）

利用契約における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）「GreenConnex」とは、セレンディップ及び東邦ガスが共同開発した製品単位の CO2 排出量をリアルタイムで実測できるクラウドサービスをいう。
- （2）「本サービス」とは、GreenConnex を利用してセレンディップ及び東邦ガスが共同して提供する第5条に定めるサービスをいう。
- （3）「お客様」とは、本規約に基づきセレンディップと利用契約を締結し、本サービスの提供を受ける者をいう。
- （4）「利用ユーザ」とは、お客様の管理のもと、本サービスのお客様としてお客様が設定した個人をいう。
- （5）「ユーザアカウント」とは、本サービスを利用するための権利であって、利用ユーザごとに設定される ID 及びパスワードをいう。
- （6）「クラウド基盤提供会社」とは、本サービスを提供するために必要なクラウド基盤を提供する会社をいう。
- （7）「利用契約」とは、第4条の定めに従って成立する本サービスの利用に関する契約をいう。

第2条（本規約への合意と内容の表示）

セレンディップは、本サービスの提供に当たり、本規約を本サービスに関する契約の内容とするものとし、お客様は、本サービスの利用に当たり、本規約を確認した上で承諾し、本規約の各条項に従うものとする。

- 2 セレンディップは、お客様に対し、本規約を記載した書面を交付する方法又は本規約を記録した電磁的記録を提供する方法により、本規約の内容を示すものとする。

第3条（本規約の変更）

セレンディップは、次に掲げる場合には、本規約の内容を変更することにより、変更後の規約の条項について合意があったものとみなし、個別にお客様と合意することなく本規約の内容を変更できるものとする。

- （1）本規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
- （2）本規約の変更が、規約を締結した目的に反せず、かつ、本規約変更の必要性、変更後の内容の相当性に照らし、本規約の変更が合理的であるといえるとき。

- 2 セレンディップは、前項の規定による本規約の変更をするときは、その効力発生時期を定めるとともに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を、事前に第6条第1項第2号に基づいて登録されたお客様の連絡先に通知する方法により周知するものとする。

第4条（契約の成立等）

利用契約は、お客様がセレンディップ所定の GreenConnex 利用申込書（以下、「本利用申込書」という。）をもって本サービスを申込み（販売代理店を経由して申し込む場合を含む）、セレンディップが当該申込みを承諾する旨を通知したときに成立するものとする。なお、本利用申込書提出日から 10 営業日以内にセレンディップ又は販売代理店からお客様に対して通知がない場合、当該申込みは拒絶されたものとみなす。

2 本利用申込書には、次の各号の条件を明示するものとする。

- (1) 本サービスのプラン名
- (2) 本サービスの利用場所及び対象設備
- (3) ユーザアカウント数
- (4) 本サービスの利用開始希望日及び利用期間
- (5) 本サービスの利用料

3 お客様は、セレンディップに対して本利用申込書の提出後においては、セレンディップの事前の書面による承諾なく、申込み内容の変更又は撤回はできないものとする。

第5条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、以下のとおりとする。

(1) 製品毎の CO2 排出量算定可視化サービス（以下、「可視化サービス」という。）

利用場所のエネルギーデータ及び生産日報データを収集し、製品毎の CO2 排出量及び製造に関するデータへインターネットを介して閲覧できるサービス。

(2) レポートサービス（以下、「レポートサービス」という。）

可視化サービスから収集されたデータを分析し、利用場所における省エネルギーに関する簡易レポートを 1 年に 1 回提供するサービス。

2 本サービスは、以下のお試しプラン及びスタンダードプランの 2 種類から構成されるものとする。

| プラン名 | お試しプラン | スタンダードプラン |
|----------------|----------|--------------|
| 利用料（税抜） | 月額 10 万円 | 月額 20 万円～（※） |
| ユーザアカウント数 | 1 アカウント | 5 アカウント～ |
| 利用期間 | 3 ヶ月（上限） | 1 年 |
| レポートサービス | なし | あり |
| クラウド環境等構築費（税抜） | なし | 15 万円 |
| 計測器等設置工事費（税抜） | 別途見積 | |

※ユーザアカウント数に応じて決定し、別途、セレンディップが通知する。

3 セレンディップは、お客様がスタンダードプランを選択した場合、可視化サービスにより収集・分析したデータをお客様が画面で確認できるようにする見える化ボードを設置するものとする。

第6条（本サービスの前提条件）

セレンディップは、お客様が以下の全ての条件を満たす場合に、東邦ガスと共同して本サービスを提供する。

(1) 本規約に同意のうえ、本利用申込書を提出していること。

- (2) 本サービスの利用責任者の氏名、電話番号、電子メールアドレス、その他別途定めるお客様情報をセレンディップに届け出ること。
- (3) 東邦ガス又は東邦ガスが指定する工事会社との間で、可視化サービス実施のために必要な工事請負契約（有償）を締結し、工事が完了していること。

第7条（お客様情報の変更）

お客様は、登録したお客様情報に変更が生じる場合、変更が生じる日の10営業日前までにセレンディップに対し、変更内容について書面で通知するものとする。

- 2 前項の通知があった場合、セレンディップは、お客様に対し、お客様情報の変更予定日を通知し、変更作業を行うものとする。なお、お客様情報は、別途セレンディップから通知がない限り、変更予定日をもって変更されたものとする。
- 3 お客様は、第1項の通知を怠ったために、セレンディップの通知がお客様に到達しない場合も、通常であれば到達すべきときに到達したとみなされることを承諾する。
- 4 お客様が第1項の通知を怠ったことにより生じたお客様の不利益・損害については、セレンディップは一切責任を負わないものとする。また、本サービスの全部又は一部を利用できなくなる場合があることを承諾する。

第8条（利用ユーザ）

お客様は、利用ユーザに対しユーザアカウントを設定し、利用ユーザとしてユーザアカウントを設定された者のみが本サービスを利用できることに合意する。

- 2 お客様は、利用ユーザに本規約を遵守させ、善良なる管理者の注意と義務をもってこれを管理するものとする。
- 3 お客様は、別途セレンディップが書面で承諾した場合を除き、一つのユーザアカウントを複数人で共有して利用させてはならないものとする。
- 4 お客様は、ユーザアカウント数の追加のみ可能であり、ユーザアカウント数の削減はできないものとする。
- 5 お客様は、ユーザアカウント数の追加を希望する場合、変更希望月の10日前までにセレンディップに書面又は電子メール等の電磁的方法にて通知するものとする。ただし、ユーザアカウント数の変更適用日は、セレンディップが指定する日とする。
- 6 お客様は、ユーザアカウントの追加に伴う差額利用料をセレンディップが別途提示した期日までに支払うものとする。

第9条（契約期間）

利用契約の契約期間は、本サービスの開始日から利用期間満了日までとする。ただし、利用期間満了日の30日前までに相手方から変更又は解約の申し出がない場合、利用期間及び契約期間はさらに同一条件で1年間延長し、以降も同様とする。

- 2 前項の定めにかかわらず、本サービスのプランがお試しプランである利用契約については、自動更新の適用はないものとする。

第10条（利用料）

お客様は、本利用申込書に従い、利用料を支払うものとする。なお、利用開始日、利用期間満了日又は解除日が月の途中に係るときであっても、当月分の利用料を全額支払うものとする。

- 2 セレンディップは、当月分の利用料の請求書を当月末日までにお客様に送付する。
- 3 お客様は、前項の請求書を受領した日が属する月の翌月末日までに当月分の利用料をセレンディップが別途指定する金融機関口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料はお客様の負担とする。

第11条（ユーザアカウントの管理）

お客様は、ユーザアカウントについて管理責任を負うものとし、セレンディップによる事前の承諾なく第三者に開示、提供、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することがないように厳重に管理しなければならない。

- 2 ユーザアカウント管理不十分、使用上の過誤、セレンディップによる事前の承諾のない第三者の使用等による不利益・損害の責任は、お客様が負うものとし、セレンディップは一切責任を負わないものとする。
- 3 ユーザアカウントが第三者に漏洩等した場合は、お客様は速やかにセレンディップにその旨連絡するものとし、セレンディップの指示に従った措置をとるものとする。なお、お客様は、当該連絡により当該漏洩等に関する責任を免れるものではない。

第12条（解約）

お客様は、契約期間中は中途解約できず、本サービスの削減（レポートサービスをなしとすること、及び対象設備の削減等を意味する。）を申し出ることにはできないものとする。

第13条（本サービス提供の停止等）

お客様が次の各号の一に該当する場合、セレンディップはお客様への事前の通知又は承諾なく、本サービスの提供を停止することができる。

- (1) お客様情報の内容が虚偽である場合
 - (2) 本規約又は利用契約に違反した場合
 - (3) 火災、停電、天災等の不可抗力その他不測の事態により、本サービスの運営継続が困難とセレンディップが判断した場合
 - (4) その他セレンディップが適当でないと判断した場合
- 2 前項により、セレンディップが本サービスの提供を停止した場合、お客様は本サービスの停止後も利用料の支払義務を負うものとする。

第14条（解除）

お客様が次の各号の一に該当する場合、いずれの当事者の責に帰すべき事由によるものと否とにかかわらず、セレンディップはお客様へ何らの催告をすることなく利用契約を解除することができるものとする。

- (1) 本規約又は利用契約に違反したとき
- (2) 利用料について支払い遅延が生じたとき
- (3) 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申立てをし、又は第三者からこれらの申立てを受

けたとき

- (4) 差押え、仮差押え、仮処分又は強制執行を受けたとき
- (5) 支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき
- (6) 前各号に準ずる重要な事由が生じたとき

2 前項による解除権の行使は、セレンディップの損害賠償の請求を妨げない。

第15条 (制限事項)

お客様は、本規約又はセレンディップの書面による事前の承諾により明示的に許諾を受けていない限り、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 本サービスを自己の内部業務目的以外で利用する行為
- (2) 本サービス又は本規約に基づき付与された権利について、許諾範囲を超える利用、許諾、本サービスの複製（本サービスに含まれる情報・コンテンツのダウンロード等の手段を含むがこれに限られない）・改変、第三者への再使用（利用）許諾、再販、頒布及び譲渡等する行為
- (3) インターネット上で本サービスへ「リンク」を貼ること、他のサーバその他のインターネットベースの機器上で本サービスからアクセス可能なコンテンツを「フレーム」すること及び「ミラー」する行為
- (4) 本サービスを改ざん若しくは消去し、又は本サービスを構成するソフトウェアを変更、改良、解析（リバースエンジニアリングを含む。）、逆アセンブル及び逆コンパイルする行為
- (5) 他者になりすまして本サービスを利用する行為、パスワード・マイニングその他の手段により、本サービス、他者のアカウント、コンピュータシステム、又は本サービスに接続しているネットワークへ未承認アクセスを試みる行為
- (6) セレンディップ及び他者の設備等の利用もしくは運用に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為
- (7) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信又は掲載する行為
- (8) セレンディップ又は第三者の名誉、プライバシー、信用若しくは財産権等の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (9) 法令、条例等に違反する行為又は公序良俗に反する行為
- (10) セレンディップが定めるユーザマニュアル等の一般的取扱方法又はセレンディップが通知する本サービスの利用上の制限事項に違反する行為
- (11) 本サービスの運営を妨げる行為
- (12) 本サービスを日本国外で利用する行為
- (13) 前各号の趣旨に照らし、セレンディップが不相当と判断した行為

第16条 (お客様の責任)

本サービスの利用に関連するあらゆる法律、条約、規則、あるいは規制について、お客様は遵守するものとする。

2 お客様は、ユーザアカウントの無断使用、もしくは情報セキュリティ違反あるいはその疑いがあることを発見した場合、直ちにセレンディップに連絡するものとする。また、本サービスを構成するソフトウェアやコンテンツ、ドキュメントのコピーや頒布行為あるいはその疑いがあることを発見した場

合、直ちにそれらの行為を中止させるよう最善を尽くすことに同意するものとする。なお、セレンディップは、お客様の通信もしくはデータへの第三者による無断アクセスもしくは改変、お客様が本サービス上で送信もしくは受信される情報（セレンディップが実際に受信したかどうかにかかわらず）、データ、又はお客様が行った本規約の違反に基づく結果について、一切責任を負わないものとする。

- 3 利用契約に別途定めがある場合を除き、お客様は、本サービスの利用に関して第三者との間で生じた紛争等は自己の責任と費用において解決し、セレンディップ又は第三者に迷惑をかけず、何らの損害を与えないものとする。
- 4 お客様が本規約の各条の一に違反した場合、セレンディップは直ちに本サービスを停止することができるものとする。
- 5 お客様は、本サービスの利用に伴い、セレンディップの責に帰すことができない事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。お客様が、本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者にクレーム等の請求を行う場合においても同様とする。
- 6 お客様は、本規約又は利用契約に違反し、セレンディップ又は東邦ガスに損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

第17条（無保証及び免責）

本サービスは、現状有姿のままで提供されるものであり、お客様は自己の責任において利用するものとする。セレンディップは、本サービスに関して、商品性、信頼性、適時性、品質、互換性、特定目的への適合性、真実性、常に使用可能であること、正確性及び完全性、エラー又は欠陥が修正されること、利用可能にするサーバにウィルスその他の有害な要素がないこと等について一切保証せず、いかなる仕様変更の義務も負わないものとする。

- 2 インターネットは、データ通信量などにより制限されたり、遅れたりすることがあることをお客様は同意するものとする。
- 3 セレンディップは、保存データが破損又は消失しても、理由のいかんにかかわらず、お客様又は第三者に対して一切の責任を負わないことをお客様は同意する。
- 4 セレンディップは、以下の損害については責任を負わないものとします。
 - (1) 天災地変、騒乱、暴動などの不可抗力に起因してお客様に生じた損害
 - (2) セレンディップの設備に接続するためのインターネット接続サービスの不具合などお客様の通信環境の障害に起因してお客様に生じた損害
 - (3) 第三者の提供する電気通信役務の不具合に起因してお客様に生じた損害
 - (4) 本サービスの提供にあたり用いられているセレンディップの設備などへの第三者による不正アクセス又は通信経路上における傍受で、善良なる管理者の注意をもってしても防ぐことができないものに起因してお客様に生じた損害
 - (5) セレンディップが製造したものではないハードウェア又はセレンディップが制作したものではないソフトウェア及びデータベースに起因してお客様に生じた損害
 - (6) 権限のある行政機関等の命令又は法令に基づく強制的な処分に起因してお客様に生じた損害
 - (7) その他セレンディップの責めに帰すべからざる事由に起因してお客様に生じた損害
- 5 セレンディップは、本サービスにおいて、お客様の便宜として、リンクを提供することがあります。セレンディップは、それによりリンクされるインターネット上のいかなるサイトあるいはサイトから

利用可能なコンテンツ、製品その他の内容について一切責任を負わないものとする。

第18条（責任の限定）

いかなる場合も、本契約に起因し又は本契約に関連するセレンディップの責任は、契約責任、不法行為責任、又はその他の責任理論に基づくものかを問わず、自己に帰責される事由により直接お客様に発生した通常かつ現実の損害について賠償責任を負い、かつ、その範囲は本契約に基づきセレンディップが受領した利用料金の直近6カ月分を超えないものとする。

- 2 セレンディップは、お客様に対して、いかなる逸失利益もしくは逸失収益、間接、特別、偶発的、結果的、補填又は懲罰的損害についても、原因の如何を問わず、契約、不法行為又はいかなる責任の理論に基づく場合でも、またその当事者が当該損害の可能性を告げられていた場合もしくは予見すべきであった場合であっても、責任を負わないものとする。

第19条（権利義務の譲渡等の禁止）

本規約及び利用契約に基づく権利義務はお客様に帰属するものとし、お客様は、当該権利義務について、第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他一切の担保に供する等の行為はできないものとする。

- 2 法人のお客様が合併、会社分割その他の組織再編、事業譲渡等をした場合も、前項の権利義務は当然には承継されないものとし、お客様は予めセレンディップにその旨連絡し、セレンディップが承継の可否について判断するものとする。

第20条（秘密保持）

お客様は、本サービスの利用に際し知り得たセレンディップ又は東邦ガスの技術上及び営業上の情報を秘密として取扱い、セレンディップ又は東邦ガスの事前の承諾なく第三者に開示、提供、又は漏洩しないものとし、本サービスの利用以外の目的に使用しないものとする。

- 2 セレンディップは、お客様情報及び本サービスにより得られる情報（総称して以下、「秘密情報」という。）を機密として取り扱い、適切に管理するものとする。また、セレンディップは次のいずれかの場合を除き、秘密情報を第三者（東邦ガスを除く。）に提供しないものとする。
 - （1）お客様の同意を得た場合
 - （2）法令等により開示を求められた場合
 - （3）業務上必要な範囲内で、提携・委託している第三者に提供する場合

第21条（本サービスの一時中断・停止、変更・廃止）

セレンディップは、以下のいずれかに該当する場合、お客様に対し、第6条第1項第2号に基づき登録された連絡先（第7条により変更された場合は変更後の連絡先）に通知することにより、本サービスを一時的に中断又は停止することができるものとする。ただし、停電、天災等のセレンディップの責によらない場合ならびに緊急時等やむを得ない場合はこの限りではない。

- （1）本サービスの提供に必要な設備の保守作業又は工事等を行う場合
- （2）第7条のお客様情報の変更作業のために必要が生じた場合
- （3）クラウド基盤提供会社による一時的な中断又は停止等により、クラウド基盤が提供されない場合
- （4）その他セレンディップが必要と判断した場合

- 2 セレンディップは、クラウド基盤提供会社によるクラウド基盤提供の長期的な停止又は廃止、本サービスを取り巻く環境変化その他不可抗力等により、本サービスの提供が困難と判断した場合、お客様に対し、第6条第1項第1号に基づき登録された連絡先(第7条により変更された場合は変更後の連絡先)に事前通知することにより、本サービスを廃止することができるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後の通知で足りるものとする。
- 3 セレンディップは、60日前にお客様に通知することにより、本サービスを廃止することができるものとする。

第22条(相殺)

セレンディップは、お客様より支払いを受けるべき金銭債権を有するときは、弁済期の到来の有無にかかわらず、いつでもお客様のセレンディップに対する金銭債権と対当額で相殺することができる。

第23条(反社会的勢力の排除)

お客様及びセレンディップは、自己又は自己の役員もしくは自己の従業員が、現時点において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- 2 お客様又はセレンディップは、相手方が前項の表明・確約に違反した場合、何らの催告をせず、利用契約を解除することができるものとする。

第24条(準拠法)

本サービス、本規約及び利用契約の効力、履行及び解釈等に関しては、すべて日本法が適用されるものとする。

第25条(合意管轄)

本サービス、本規約及び利用契約に関する一切の紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第26条(協議等)

本規約及び利用契約書に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は、両者は誠意をもって協議の上解決するものとする。

第27条（存続条項）

本契約の終了後も、第16条から第18条、第20条、第22条から第25条の規定はその効力を有するものとする。

以上